

# 山陽小野田市環境衛生センター 長期包括運転管理事業

実施方針及び要求水準書（案）に関する

質問・意見への回答

令和3年5月

山陽小野田市

## 実施方針に関する質問・意見への回答

### 1. 実施方針

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問・意見	回 答
1	4	第2章	4	2)	施設規模の要件がありませんが、焼却施設の運転維持管理事業では施設規模も重要な要件と考えます。本施設と同等以上の施設規模（90t/24h）の元請受注実績も要件に追加されてはいいでしょうか。	参加資格要件の変更は行いません。
2	4	第2章	4	2)	総括責任者及び副総括責任者の要件を示されていますが、当該責任者は本事業に重要な人員であることから配置を担保するため、参加資格審査申請時において社員を証するもの（保険証の写し等）を求めているのでしょうか。	参加資格要件の変更は行いません。
3	8	第3章	2	2)	No.14 不可効カリスクにおいて、事業者が△（従分担）となっていますが、どのようなケースを想定されているのでしょうか。	本件に該当する損害の1%です。
4	8	第3章	2	2)	No.15物価変動リスクにおいて、一定の範囲とありますが、どれくらいの割合を想定されているのでしょうか。また、プロポーザル公告時に具体的な内容をお示しいただけると考えてよろしいでしょうか。	運営固定費及び運営変動費について前回改定時と比較して1.5%以上の増減があった場合です。詳しくは後日公表するプロポーザル説明書で示します。
5	8	第3章	2	2)	表3-2リスク分担（2/2）No17.18ごみ量変動リスクにおいて、施設許容量との記載がありますが、具体的な数値及び超過した実績等についてご教授願います。	日処理量としては施設の定格処理量、年間処理量としてはその280日分です。 焼却処理量の超過実績はありません。
6	8	第3章	2	2)	No.17～20ごみ量変動リスク及びごみ質変動リスクにおいて、施設許容量及び計画ごみ質の範囲は、どの程度を想定されているのでしょうか。また、プロポーザル公告時に具体的な内容をお示しいただけると考えてよろしいでしょうか。	施設許容量はNo5のとおりです。 計画ごみ質は、低位発熱量の場合低質から高質までの範囲です。 なお、後日公表するプロポーザル説明書にこれ以上の情報はありません。
7	8	第3章	2	2)	「契約で規定した要求性能の不適合によるもの（設計・建設の瑕疵によるものを除く）」との記載があり、本事業開始時に要求性能が全て適合された状態であるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。

## 要求水準書（案）に関する質問・意見への回答

### 2. 要求水準書（案）

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問・意見	回 答
1	5	第1章	第2節	4	生活環境影響調査書を配付願うことは可能でしょうか。	公告後閲覧に供します。
2	7	第1章	第2節	1	処理費用算定等にあたっては、一般廃棄物処理基本計画等の数値ではなく、表1-3の数値をもとに算出するものと考えてよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
3	7	第1章	第3節	1.1)	「表 1-3 計画ごみ量」について、過去の実績は総搬入量より焼却量が多くなっておりませんが、令和4年度からの計画では総搬入量より焼却量が低く設定されています、その理由についてご教授ください。	計量に関するシステム上の誤差と捉えています。
4	12	第1章	第3節	7.1)	「（4）本施設の運転に必要な消石灰、尿素水を補充し、規定数量を満たしたうえで引き渡すこと」との記載がありますが、規定数量の考え方についてご教授ください。また合わせて、事業開始時の薬品等の引き渡し条件についてご教授ください。	薬剤貯留タンクの満杯数量です。 事業開始時の薬品等の引き渡し条件も同じとします。
5	12	第1章	第3節	7.1)	「引渡し後の本施設の運転において必要最低限の品目・数量を、事業期間中の運転管理実績から算出し、確保したうえで引渡しを行うこと。」との記載がありますが、本事業終了後1年間の必要最低限を確保という理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
6	12	第1章	第3節	7.1)	「予備品・消耗品は別紙6を基本とする。」との記載がありますが、本事業開始時には別紙6の予備品・消耗品リスト記載の部品名称の物が納入数量あるとの理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
7	13	第2章	第1節	4	表2-1において資格が列記されていますが、本表は参考であることから記載の資格はすべて必須ではなく、業務の履行上必要となる資格者を配置するとの解釈でよろしいでしょうか。	列記している資格者を配置して下さい。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問・意見	回答
8	13	第2章	第1節	4	表2-1本事業の実施にあたり必要な資格（参考）において、第3種電気主任技術者は電気保安協会等への外部委託可との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
9	15	第3章	第2節	1	「別紙1業務及び分担」1-3に関連しますが、計量棟における収集車、登録者、一般搬入者、薬剤等副資材及び回収物等の搬入・搬出車両の計量記録等の管理は事業者が行う。とありますが、計量棟に人員を配置することではなく、中央制御室等に蓄積される記録データの管理との理解で宜しいでしょうか。	お見込みのとおりです。
10	15	第3章	第2節	2	展開検査について、事業者は委託業者、許可業者、直接搬入者等を対象に展開検査（パッカー車等の中身の検査）を実施する。なお、対象者については、貴市より予め事業者に指示する。とありますが、貴市職員の立会のもと実施するとの理解で宜しいでしょうか。	基本的には、市職員の立会を行います。ただし、状況によっては市職員の指示により事業者で行っていただく場合もあります。
11	15	第3章	第2節	2	展開検査について、事業者は委託業者、許可業者、直接搬入者等を対象に展開検査（パッカー車等の中身の検査）を実施する。なお、対象者については、貴市より予め事業者に指示する。とありますが、対象車両台数は、年間又は月間あたり何台程度を想定されてますか、ご教示ください。	想定としては毎月2台程度ですが、展開検査必要車両があれば随時行うため、台数等は増減する可能性があります。
12	16	第4章	第1節	1.5)	「セメント不適物及び鉄については、隣接する最終処分場までの運搬を事業者の業務範囲とする。なお、運搬に使用する車両の調達等は事業者が行うこと。」との記載がありますが、運搬に使用する車両について、セメント不適物及び鉄は現在どのような車両を用いて運搬をおこなっているのかご教示ください。また、運搬する際に公道を通行することになるのかご教示ください。	4トン深ボデイダンプを使用しています。また、場内のみの走行となりますので、公道の通行はありません。
13	16	第4章	第1節	1.5)	セメント不適物及び鉄の運搬車両は事業者が調達するとありますが、運搬車両の駐車場は無償貸与していただけるとの理解でよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。

No.	ページ	大項目	中項目	細目	質問・意見	回答
14	16	第4章	第1節	1.5)	「セメント不適物及び鉄については、隣接する最終処分場までの運搬を事業者の業務範囲とする。なお、運搬に使用する車両の調達等は事業者が行うこと。」との記載がありますが、セメント不適物及び鉄の年間想定運搬量、運搬頻度について実績等ご教授ください。	参考として、R2年度の実績は、セメント不適物が、195.57 t（69台）、鉄が、18.37 t（48台）です。なお、週1回程度の運搬をしています。
15	20	第5章	第1節	6	「外構施設の点検・補修」との記載がありますが、外構施設の具体的内容についてご教授ください。	要求水準書（案）の別紙2業務対象範囲に示す事業者の対象範囲内にある外構施設で、例としては、アスファルト舗装、植栽、ベンチ、外灯、ガードレール、側溝、車止め、標識、フェンス、区画線、擁壁、門扉、インターロッキング舗装等です。
16	20	第5章	第2節	1	「精密機能検査の実施」とありますが、直近の実施年度を、ご教示ください。	令和3年8月を予定しています。
17	21	第5章	第2節	2	直近の精密機能検査の実施年月をご教示願います。	No16のとおりです。
18	22	第6章	第1節	1	騒音、振動及び悪臭の測定地点（箇所数）をご教示願います。	騒音、振動は敷地境界1箇所、悪臭は敷地境界1箇所とします。測定地点は、騒音、振動は環境保全計画策定時に市と協議し決定します。また、悪臭は測定時に市が指定する場所とします。
19	22	第6章	第1節	1	作業環境（ダイオキシン類）の測定は、D値による方法としてもよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
20	31	第10章	第1節	1.2)	事業者が作成する清掃計画は、「健康保全業務共通仕様書」に準拠してとありますが、「建築保全業務共通仕様書」と読み替えてよろしいでしょうか。	誤字です。 建築保全業務共通仕様書に訂正致します。